８森政第 257 号
令和８年（2026 年）９月 29 日

地域振興局長　様

林 務 部 長

治山事業（森林整備）設計標準歩掛の一部改正について（通知）

このことについて、別紙のとおり治山事業（森林整備）設計標準歩掛（平成 11 年 11 月 1 日適用）を一部改正しますので、下記により適用してください。

なお、貴職管内市町村等へも周知をお願いします。

記

１　改正歩掛及び改正内容

歩掛名	改正内容
肥料運搬（人肩）	準用元の記載に合わせ歩掛適用範囲を修正
薬剤処理	液剤燻蒸駆除歩掛の液剤について、流通のある液剤に変更
	その他、軽微な記載の修正

２　適用年月日

令和８年 10 月１日以降に起工起案する森林整備業務から適用

３　改正データの保存先等

（１）職員ポータル：通知・様式集 > 10 林務部 > 01 森林政策課 > 00 専門指導
> 01 森林整備業務> 05 治山事業（森林整備）設計標準歩掛

（２）県公式ホームページに掲載します。

（問合せ先）森林政策課　指導担当
萩原　百木
TEL：026-235-7265
FAX：026-234-0330
防災無線：8-231-3249
所属 E-mail：rinsei@pref.nagano.lg.jp